

各位

株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社
による「公開買付条件等の変更の公告」について

なお、その他の条件等についての詳細は、平成 22 年 11 月 30 日に公表いたしました「株式会社へキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社による当社株式の公開買付けに関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。

以上

変更箇所には下線を付しております。

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の過半数以上最大で100%（但し、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数（239,935,000株）から江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が所有する株式数（69,070,000株）を控除した170,865,000株。なお、公開買付期間末日までに本件新株予約権（後記2.(2)②で定義されます。）が行使される可能性があり、当該行使により公開買付期間末日までに交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。）を取得すること、及び、対象者の本件新株予約権の全て（対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の個数（2,407個）。その目的となる普通株式数は2,407,000株。なお、本件新株予約権については、その発行時の定めに基づき、新株予約権1個につきその目的となる普通株式の数を1,000株として計算しております。）を取得すること（以下「本取引」といいます。）を目的として、公開買付けを実施いたします。本公開買付けは、本取引を通して対象者を最終的に子会社化することにより、対象者に経営参画することを最終的な目的としております。

具体的には、対象者株式について、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数239,935,000株に同報告書に記載された本件新株予約権の目的となる株式の数である2,407,000株の合計である242,342,000株の過半数にあたる121,172,000株から、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社の所有株式数の合計である69,070,000株を控除した52,102,000株を買付予定数の下限と設定し、本公開買付け期間中に、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等は、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が100:0:0の比率で買付け等を行うものとします。

(訂正後)

<前略>

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の最大で100%（但し、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数（239,935,000株）から江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が所有する株式数（69,070,000株）を控除した170,865,000株。なお、公開買付期間末日までに本件新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により公開買付期間末日までに交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。）を取得すること、及び、対象者の本件新株予約権の全て（対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の個数（2,407個）。その目的となる普通株式数は2,407,000株。なお、本件新株予約権については、その発行時の定めに基づき、新株予約権1個につきその目的となる普通株式の数を1,000株として計算しております。）を取得すること（以下「本取引」といいます。）を目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。本公開買付けは、本取引を通して対象者を最終的に子会社化することにより、対象者に経営参画することを最終的な目的としております。公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限及び下限のいずれも設定していません。

なお、公開買付者は、本公開買付けの開始において、対象者株式について、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数239,935,000株に同報告書に記載された本件新株予約権の目的となる株式の数である2,407,000株の合計である242,342,000株の過半数にあたる121,172,000株から、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社の所有株式数の合計である69,070,000株を控除した52,102,000株を買付予定数の下限と設定し、本公開買付け期間中に、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないものとしております。しかし、今般、本公開買付け開始後の対象者普通株式の市場取引の状況や本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付けの趣旨に賛同して既に応募されている株主のご意向を無にすることのないよう、買付予定数の下限を撤廃することにしたものです。本公開買付けの結果、公開買付者の取得した株券等に係る議決権が江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が既に保有する株券等に係る議決権と合わせて過半数に達しない場合であっても、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けに応募しなかった株主より要請等があるときは、本公開買付けに応募し、公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）に株券等を譲渡した株主との平等を考慮の上、適用法令に従った市場の内外における取引により対象者の発行済株式を追加取得することがある他、一連の手続きのために必要な対象者の株主総会において議案が可決されるよう、本公開買付けの成立後も引き続き、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様と理解を求めていく所存です。本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等は、株式会社ヘキサゴンホールディングス、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が100:0:0の比率で買付け等を行うものとします。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針 (訂正前)

<前略>

公開買付者であり対象者の大株主である江藤鉄男と、株式会社ヘキサゴンホールディングスの親会社である株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、同社代表取締役が過去勤務していた証券会社時代の元同僚による紹介を契機に知り合ったものです。江藤鉄男は当該元同僚の顧客であり、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、当該元同僚より、江藤鉄男が大株主である対象者が上述したような状況に陥っていることを聞き及びました。株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、かかる情報を受け、何らかのソリューション提案ができないかを検討した結果、本年10月、対象者について株式公開買付の手法により、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が所有する普通株式と併せ、対象者の少なくとも過半数の議決権を確保できる普通株式を取得すること、そのうえで、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズの役職員が役員として対象者の経営に参画し、自らがもつ事業再生ノウハウを活かして対象者の事業再生を図り、もって対象者の企業価値向上を中長期的に図っていくことを、当該元同僚を通して、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社に提案しました。江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社は、株式会社ヘキサゴンホールディングスと連携して、対象者の発行済株式の過半数以上を保有することにより、対象者の経営に参画することを最終的な目的としております。

サゴンキャピタルパートナーズからの提案内容を検討した結果、最終的に平成22年10月26日、同社と当該提案につき合意に至りました。以上により、公開買付者は本公開買付けを実施するものです。なお、本公開買付け後は、上述のとおり、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズの役職員が主体的に対象者の経営に関与することを予定しており、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が対象者の経営に関与することは予定しておりません。

公開買付者は、対象者の株式市場での評価は、対象者の有する潜在的価値に比べて低いと考えており、対象者の経営基盤を一層安定させ、現在の対象者グループで行っている各事業を着実に推進するならば、現在より相当に高い株式価値を実現できると考えております。このため、公開買付者は、本公開買付けにより江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社がすでに所有する株式と合算して対象者の発行済株式の少なくとも過半数の取得を目的とした投資を行うものです。一方、上述のとおり、対象者は過去に大阪証券取引所から公表措置及び警告措置を受けており、公表措置を受けたとみなされた日から起算して5年以内に再度の警告措置を受ける場合には上場廃止基準に該当する可能性がある他、グローバル・ファンデックス株式会社の子会社化における「不適当な合併等」に関する猶予期間（平成19年3月22日から平成23年2月末日）に入っており、同取引所が定める期間内に対象者が申請を行い、同取引所の定める株券上場審査基準に準じた基準に適合すると判断されない限り、同様に上場廃止基準に該当する可能性があります。公開買付者としては、対象者の潜在的価値を高く評価する一方で、その潜在的価値を具現化し対象者の事業再生を達成するためには、相当の経営資源を投下する必要があると考えており、従って、リスクも相当に高いものと考えております。よって、後記「2 公開買付けの内容」の「(4) 買付け等の価格」において記載の通り本公開買付けにおける普通株式1株あたり買付価格を3円、また、新株予約権1個あたり買付価格を1円とするものです。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておりません。前述の通り、対象者の今後の状況によっては、対象者は大阪証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者の株式は上場廃止となり流動性が失われることが懸念されます。公開買付者は、本公開買付けによる対象者への投資は長期投資と考えており、かかる事態に陥ったとしても上述の方針に基づき、対象者の企業価値向上に努める所存です。一方、仮に対象者の株式が上場廃止となる場合、公開買付者を除く多くの投資家は、その保有する対象者株式の流動性が長期間失われることが予想され、資金化が困難となることが想定されます。公開買付者としては、対象者の発行済株式の少なくとも過半数の取得により、対象者の経営権の確保を目的とするものの、本公開買付けに買付予定数の下限を超える投資家からの応募がある場合には、その全てを取得し、もって対象者の株主の皆様の意思を尊重する所存です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者であり対象者の大株主である江藤鉄男と、株式会社ヘキサゴンホールディングスの親会社である株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、同社代表取締役が過去勤務していた証券会社時代の元同僚による紹介を契機に知り合ったものです。江藤鉄男は当該元同僚の顧客であり、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、当該元同僚より、江藤鉄男が大株主である対象者が上述したような状況に陥っていることを聞き及びました。株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズは、かかる情報を受け、何らかのソリューション提案ができないかを検討した結果、本年10月、対象者について株式公開買付の手法により、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が所有する普通株式と併せ、対象者の少なくとも過半数の議決権を確保できる普通株式を取得すること、そのうえで、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズの役職員が役員として対象者の経営に参画し、自らがもつ事業再生ノウハウを活かして対象者の事業再生を図り、もって対象者の企業価値向上を中長期的に図っていくことを、当該元同僚を通して、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社に提案しました。江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社は、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズからの提案内容を検討した結果、最終的に平成22年10月26日、同社と当該提案につき合意に至りました。以上により、公開買付者は平成22年11月19日から本公開買付けを実施しました。しかし、公開買付者は、本公開買付け開始後の対象者普通株式の市場取引の状況や本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付けの趣旨に賛同して既に応募されている株主のご意向を無にすることのないよう、買付予定数の下限を撤廃することになりました。なお、本公開買付け後は、上述のとおり、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズの役職員が主体的に対象者の経営に関与することを予定しており、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社が対象者の経営に関与することは予定しておりません。

公開買付者は、対象者の株式市場での評価は、対象者の有する潜在的価値に比べて低いと考えており、対象者の経営基盤を一層安定させ、現在の対象者グループで行っている各事業を着実に推進するならば、現在より相当に高い株式価値を実現できると考えております。このため、公開買付者は、本公開買付けにより江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社がすでに所有する株式と合算して対象者の発行済株式の少なくとも過半数の取得を目的とした投資を行うものとして平成22年11月19日から本公開買付けを開始いたしました。しかし、公開買付者は、本公開買付け開始後の対象者普通株式の市場取引の状況や本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付けの趣旨に賛同して既に応募されている株主のご意向を無にすることのないよう、買付予定数の下限を撤廃することになりました。一方、上述のとおり、対象者は過去に大阪証券取引所から公表措置及び警告措置を受けており、公表措置を受けたとみなされた日から起算して5年以内に再度の警告措置を受ける場合には上場廃止基準に該当する可能性がある他、グローバル・ファンデックス株式会社の子会社化における「不適当な合併等」に関する猶予期間（平成19年3月22日から平成23年2月末日）に入っており、同取引所が定める期間内に対象者が申請を行い、同取引所の定める株券上場審査基準に準じた基準に適合すると判断されない限り、同様に上場廃止基準に該当する可能性があります。公開買付者としては、対象者の潜在的価値を高く評価する一方で、その潜在的価値を具現化し対象者の事業再生を達成するためには、相当の経営資源を投下する必要があると考えており、従って、リスクも相当に高いものと考えております。よって、後記「2 公開買付けの内容」の「(4) 買付け等の価格」において記載の通り本公開買付けにおける普通株式1株あたり買付価格を3円、また、新株予約権1個あたり買付価格を1円とするものです。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておりません。前述の通り、対象者の今後の状況によっては、対象者は大阪証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者の株式は上場廃止となり流動性が失われることが懸念されます。公開買付者は、本公開買付けによる対象者への投資は長期投資と考えており、かかる事態に陥ったとしても上述の方針に基づき、対象者の企業価値向上に努める所存です。一方、

仮に対象者の株式が上場廃止となる場合、公開買付者を除く多くの投資家は、その保有する対象者株式の流動性が長期間失われることが予想され、資金化が困難となることが想定されます。公開買付者としては、対象者の発行済株式の少なくとも過半数の取得により、対象者の経営権の確保を目的とするものの、本公開買付けに買付予定数の下限を超える投資家からの応募がある場合には、その全てを取得するものとして平成22年11月19日から本公開買付けを開始いたしました。しかし、公開買付者は、本公開買付け開始後の対象者普通株式の市場取引の状況や本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付けの趣旨に賛同して既に応募されている株主のご意向を無にすることのないよう、買付予定数の下限を撤廃することになりました。

(3) 買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数239,935,000株に同報告書に記載された本件新株予約権の目的となる株式の数である2,407,000株の合計である242,342,000株の過半数にあたる121,172,000株から、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社の所有株式数の合計である69,070,000株を控除した52,102,000株以上の応募があることを、本公開買付けの成立の条件としております。本公開買付け期間中に、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

(訂正後)

公開買付者は、対象者が平成22年10月15日に提出した第39期第2四半期報告書に記載された平成22年8月31日現在の発行済株式総数239,935,000株に同報告書に記載された本件新株予約権の目的となる株式の数である2,407,000株の合計である242,342,000株の過半数にあたる121,172,000株から、江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社の所有株式数の合計である69,070,000株を控除した52,102,000株以上の応募があることを、本公開買付けの成立の条件とし、本公開買付け期間中に、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないものとして平成22年11月19日から本公開買付けを開始いたしました。しかし、公開買付者は、本公開買付け開始後の対象者普通株式の市場取引の状況や本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付けの趣旨に賛同して既に応募されている株主のご意向を無にすることのないよう、買付予定数の下限を撤廃することになりました。他方、本公開買付けは、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の全ての買付け等を行います。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の通り、公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の少なくとも過半数の取得を目的とした投資を行うものです。本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者の過半数以上の議決権を有することになりますが、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、本公開買付けに応募しなかった株主より要請等があるときは、本公開買付けに応募し、公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）に株券等を譲渡した株主との平等を考慮の上、適用法令に従った市場の内外における取引により対象者の発行済株式を追加取得することがある他、公開買付者（江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社）の所有する株式69,070,000株と公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）が取得（上記追加取得を含みます。）する対象者の発行済株式の合計数が対象者の3分の2以上の議決権が確保される場合には、原則として、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

<後略>

(訂正後)

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の通り、公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の少なくとも過半数の取得を目的とした投資を行うものとして平成22年11月19日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付け開始後の対象者普通株式の市場取引の状況や本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付けの趣旨に賛同して既に応募されている株主のご意向を無にすることのないよう、買付予定数の下限を撤廃することになりました。本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、本公開買付けに応募しなかった株主より要請等があるときは、本公開買付けに応募し、公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）に株券等を譲渡した株主との平等を考慮の上、適用法令に従った市場の内外における取引により対象者の発行済株式を追加取得することがある他、公開買付者（江藤鉄男及びエフシーインシュランス株式会社）の所有する株式69,070,000株と公開買付者（株式会社ヘキサゴンホールディングス）が取得（上記追加取得を含みます。）する対象者の発行済株式の合計数が対象者の3分の2以上の議決権が確保される場合には、原則として、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(訂正前)

平成22年11月19日（金曜日）から平成23年2月10日（木曜日）まで（53営業日）

(訂正後)

平成22年11月19日（金曜日）から平成23年2月18日（金曜日）まで（58営業日）

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

買付予定数 173,272,000株
買付予定数の下限 52,102,000株
買付予定数の上限 一株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（52,102,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(訂正後)

買付予定数 173,272,000株
買付予定数の下限 一株
買付予定数の上限 一株

(注1) 本公開買付けでは、買付け等を行う株券等の下限を設定しておりません。したがって、応募株券等の全部の買付けを行います。

(11) 決済の開始日

(訂正前)

平成23年2月18日（金曜日）

(訂正後)

平成23年2月25日（金曜日）

(14) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

(訂正前)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（52,102,000株）に満たないときには、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

(訂正後)

公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

3. 変更理由

公開買付者は、本公開買付けに関して公開買付者が平成22年11月19日に提出した本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項について訂正すべき事項が生じたので、これを受けて、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに買付け等の期間を延長することといたしました。

4. 本公告を行う日以前に応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付を行います。

以上